

岩倉市広報・市政 e モニター運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広報及び市政に関する意見、要望等を聴くことにより、市民の関心及び意向を把握し、広報活動及び市政の合理的な運営を図るために設置する広報・市政 e モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 モニターは、市がインターネットを通して実施するアンケートを通じて、広報及び市政に関し意見を述べることを職務とする。

2 前項に規定する職務に係る活動に要する費用は、モニターの負担とする。

(定数)

第 3 条 モニターの定数は、30 人以内とする。

2 モニターは、一般からの公募を原則とする。

(登録)

第 4 条 モニターになることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する満 18 歳以上の者
- (2) インターネット及び電子メールを利用できる者
- (3) 本市の職員でない者

2 モニターの登録を受けようとする者は、市ホームページから氏名、住所その他必要な事項を入力する方法により、当該登録の申込みをしなければならない。

3 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、モニターとして登録をし、当該申込みをした者にその旨を通知するものとする。

4 モニターは、申込みの際に入力した事項に変更があったときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(任期)

第 5 条 モニターの任期は、モニターに登録をされた日から同日

の属する年度の3月31日までとする。

(登録の解除)

第6条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当する場合は、モニターの登録を解除することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する職務を遂行しないとき。
- (2) モニターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) モニター本人より辞退の申出があったとき。

(謝礼)

第7条 市長は、第2条第1項に規定するアンケートへの回答状況等を勘案し、モニターに対し謝礼として金品を贈呈することができるものとする。

(庶務)

第8条 モニターの庶務は、総務部秘書人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。